

令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託公募型プロポーザル

審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査等を厳正かつ公正に行うため、令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 提案の審査及び評価に関すること
- (2) 契約候補者の選定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長がプロポーザル方式の実施に必要と認めること

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民生活部長、副委員長は市民生活部参事（事）次長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部次長
- (3) 保険年金課長
- (4) 健康増進課長
- (5) 高齢者支援課長

(委員長)

第4条 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。

3 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(回議)

第6条 委員長は、会議を開くいとまがないと認めたときは、委員に回議して会議の審議に代えることができる。

(委員等の責務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、市民生活部保険年金課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託に係る契約候補者を選定した日をもって、その効力を失う。